

特別養護老人ホーム豆子杜の郷（従来型多床室） 施設入居料金表

＜負担割合1割＞

2023年7月

項目	単位/日	※の加算	保険一部負担金		備考	
			日額	月額		
要介護1	573 単位	106 単位	716 円	21,480 円	※の加算内容 看護体制加算Ⅰ 6 単位 看護体制加算Ⅱ 13 単位 栄養マネジメント強化加算 11 単位 個別機能訓練加算Ⅰ 12 単位 夜勤職員配置加算Ⅲ1 28 単位 日常生活継続支援加算Ⅰ 36 単位	
要介護2	641 単位		788 円	23,640 円		
要介護3	712 単位		863 円	25,890 円		
要介護4	780 単位		934 円	28,020 円		
要介護5	847 単位		1,005 円	30,150 円		
外泊時費用	246 単位		260 円		病院又は診療所への入院を要した場合及び外泊を認めた場合、月に6日を限度とする。月をまたぐときは最大で12日	
各種加算	初期加算	30 単位	32 円	960 円	入居日から30日以内の期間 30日を越える入院後の再入所も同様	
	療養食加算	6 単位	7 円	210 円	療養食を提供した場合（1食ごと）	
	安全対策体制加算	20 単位		21 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回）	
	個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位		21 円	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報等を活用している場合	
	経口維持加算Ⅰ	400 単位		422 円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合・・・Ⅰ	
	経口維持加算Ⅱ	100 単位		106 円	計画の為に会議等に医師、歯科衛生士等が加わった場合・・・Ⅰ+Ⅱ （1月に1回）	
	再入所時栄養連携加算	200 単位		211 円	病院又は診療所に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、管理栄養士が病院又は診療所での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画を作成した場合（1回のみ）	
	口腔衛生管理加算	90 単位		95 円	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、その内容について、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定	
	排せつ支援加算Ⅰ	10 単位		11 円	医師又は医師と連携した看護師が入居者ごとに支援計画書を作成・実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報等を活用している場合・・・Ⅰ	
	排せつ支援加算Ⅱ	15 単位		16 円	加算Ⅰに加え、排泄の状態が維持・改善またはおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅱ	
	排せつ支援加算Ⅲ	20 単位		21 円	加算Ⅰ・Ⅱに加え、排泄の状態が維持・改善かつおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅲ	
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位		4 円	褥瘡の状況について定期的な評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し、計画的に管理した場合・・・Ⅰ	
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位		14 円	加算Ⅰに加え、褥瘡の発生のない場合・・・Ⅱ	
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位		43 円	入所者ごとの身体状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ	
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位		53 円	加算Ⅰに加え入所者ごとの疾病の状況等に係る情報も厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ	
	看取り介護加算1	72 単位		76 円	医師が一般的に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 死亡日以前31日以上45日以下については1日につき・・・1 死亡日以前4日以上30日以下については1日につき・・・2 死亡日の前日及び前々日については1日につき・・・3 死亡日については1日につき・・・4	
	看取り介護加算2	144 単位		152 円		
	看取り介護加算3	680 単位		717 円		
	看取り介護加算4	1,280 単位		1,350 円		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の83/1000
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の27/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の16/1000	
項目			日額	月額	備考	
居住費	第1段階	「介護保険負担限度額認定証」を提示ください	0 円	0 円	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税者で高齢福祉年金受給者	
	第2段階		370 円	11,100 円	世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額の合計所得金額の合計が80万円以下の方	
	第3段階		370 円	11,100 円	世帯全員が住民税非課税者で第2段階以外の方	
	上記以外の方			840 円	25,200 円	
	食費	第1段階	「介護保険負担限度額認定証」を提示ください	300 円	9,000 円	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税者で高齢福祉年金受給者
第2段階		390 円		11,700 円	世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額の合計所得金額の合計が80万円以下の方	
第3段階①		650 円		19,500 円	世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	
第3段階②		1,360 円		40,800 円	世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額の合計所得金額の合計が120万円を超える方	
上記以外の方			1,800 円	54,000 円	内訳 朝食420円・昼食640円・夕食740円	
その他費用	事務管理手数料			1,600 円	立替金の管理等	
	送迎代		1,500 円～	2,000 円	協力病院への送迎を除く	
	電気使用料		50 円	1,500 円	1コンセント使用につき	
	日用品費			実費	入居生活の中で必要なもの	
	教養娯楽費			実費	クラブ活動費・行事参加費等	
	健康管理費			実費	予防接種等	
理美容代			実費			

※月額額は30日として計算 地域単価 10.54円

特別養護老人ホーム豆子杜の郷（従来型多床室） 施設入居料金表

＜負担割合2割＞

2023年7月

項目	単位/日	※の加算	保険一部負担金		備考	
			日額	月額		
要介護1	573 単位	106 単位	1,432 円	42,960 円	※の加算内容 看護体制加算Ⅰ 6 単位 看護体制加算Ⅱ 13 単位 栄養マネジメント強化加算 11 単位 個別機能訓練加算Ⅰ 12 単位 夜勤職員配置加算Ⅲ1 28 単位 日常生活継続支援加算Ⅰ 36 単位	
要介護2	641 単位		1,575 円	47,250 円		
要介護3	712 単位		1,725 円	51,750 円		
要介護4	780 単位		1,868 円	56,040 円		
要介護5	847 単位		2,009 円	60,270 円		
外泊時費用	246 単位		519 円		病院又は診療所への入院を要した場合及び外泊を認めた場合、月に6日を限度とする。月をまたぐときは最大で12日	
介護保険分	各種加算	初期加算	30 単位	64 円	1,920 円	入居日から30日以内の期間30日を越える入院後の再入所も同様
		療養食加算	6 単位	13 円	390 円	療養食を提供した場合（1食ごと）
		安全対策体制加算	20 単位		42 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回）
		個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位		42 円	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報等を活用している場合
		経口維持加算Ⅰ	400 単位		844 円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合・・・Ⅰ
		経口維持加算Ⅱ	100 単位		211 円	計画の為に会議等に医師、歯科衛生士等が加わった場合・・・Ⅰ+Ⅱ（1月に1回）
		再入所時栄養連携加算	200 単位	422 円		病院又は診療所に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、管理栄養士が病院又は診療所での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画を作成した場合（1回のみ）
		口腔衛生管理加算	90 単位		190 円	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、その内容について、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定
		排せつ支援加算Ⅰ	10 単位		21 円	医師又は医師と連携した看護師が入居者ごとに支援計画書を作成・実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報等を活用している場合・・・Ⅰ
		排せつ支援加算Ⅱ	15 単位		32 円	加算Ⅰに加え、排泄の状態が維持・改善またはおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅱ
		排せつ支援加算Ⅲ	20 単位		42 円	加算Ⅰ・Ⅱに加え、排泄の状態が維持・改善かつおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅲ
		褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位		7 円	褥瘡の状況について定期的な評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し、計画的に管理した場合・・・Ⅰ
		褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位		28 円	加算Ⅰに加え、褥瘡の発生のない場合・・・Ⅱ
		科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位		85 円	入所者ごとの身体状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ
		科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位		106 円	加算Ⅰに加え入所者ごとの疾病の状況等に係る情報も厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ
		看取り介護加算1	72 単位		152 円	医師が一般的に認められている医学的所見に基づき回復の見込がないと診断した入居者について医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 死亡日以前31日以上45日以下については1日につき・・・1 死亡日以前4日以上30日以下については1日につき・・・2 死亡日の前日及び前々日については1日につき・・・3 死亡日については1日につき・・・4
		看取り介護加算2	144 単位		304 円	
		看取り介護加算3	680 単位		1,434 円	
		看取り介護加算4	1,280 単位		2,699 円	
		介護職員処遇改善加算Ⅰ				
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の27/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の16/1000	
項目			日額	月額	備考	
居住費			840 円	25,200 円		
食費			1,800 円	54,000 円	内訳 朝食420円・昼食640円・夕食740円	
その他費用	事務管理手数料			1,600 円	立替金の管理等	
	送迎代		1,500 円～	2000 円	協力病院への送迎を除く	
	電気使用料		50 円	1,500 円	1コンセント使用につき	
	日用品費			実費	入居生活の中で必要なもの	
	教養娯楽費			実費	クラブ活動費・行事参加費等	
	健康管理費			実費	予防接種等	
	理美容代			実費		

※月額は30日として計算 地域単価 10,54円

特別養護老人ホーム逗子杜の郷（従来型多床室） 施設入居料金表

<負担割合3割>

2023年7月

項目	単位/日	※の加算	保険一部負担金		備考
			日額	月額	
要介護1	573 単位	106 単位	2,147 円	64,410 円	※の加算内容 看護体制加算Ⅰ 6 単位 看護体制加算Ⅱ 13 単位 栄養マネジメント強化加算 11 単位 個別機能訓練加算Ⅰ 12 単位 夜勤職員配置加算Ⅲ1 28 単位 日常生活継続支援加算Ⅰ 36 単位
要介護2	641 単位		2,362 円	70,860 円	
要介護3	712 単位		2,587 円	77,610 円	
要介護4	780 単位		2,802 円	84,060 円	
要介護5	847 単位		3,014 円	90,420 円	
外泊時費用	246 単位		778 円		病院又は診療所への入院を要した場合及び外泊を認めた場合、月に6日を限度とする。月をまたぐときは最大で12日
介護保険分 各種加算	初期加算	30 単位	95 円	2,850 円	入居日から30日以内の期間 30日を越える入院後の再入所も同様
	療養食加算	6 単位	19 円	570 円	療養食を提供した場合（1食ごと）
	安全対策体制加算	20 単位		63 円	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時に1回）
	個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位		63 円	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報等を活用している場合
	経口維持加算Ⅰ	400 単位		1,265 円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合・・・Ⅰ
	経口維持加算Ⅱ	100 単位		317 円	計画の為に会議等に医師、歯科衛生士等が加わった場合・・・Ⅰ+Ⅱ （1月に1回）
	再入所時栄養連携加算	200 単位		633 円	病院又は診療所に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、管理栄養士が病院又は診療所での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画を作成した場合（1回のみ）
	口腔衛生管理加算	90 単位		285 円	歯科衛生士が月2回以上口腔ケアを行い、その内容について、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行った場合に算定
	排せつ支援加算Ⅰ	10 単位		32 円	医師又は医師と連携した看護師が入居者ごとに支援計画書を作成・実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報等を活用している場合・・・Ⅰ
	排せつ支援加算Ⅱ	15 単位		48 円	加算Ⅰに加え、排泄の状態が維持・改善またはおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅱ
	排せつ支援加算Ⅲ	20 単位		63 円	加算Ⅰ・Ⅱに加え、排泄の状態が維持・改善かつおむつの使用ありからなしへ改善した場合・・・Ⅲ
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 単位		10 円	褥瘡の状況について定期的な評価を実施し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し、計画的に管理した場合・・・Ⅰ
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 単位		42 円	加算Ⅰに加え、褥瘡の発生のない場合・・・Ⅱ
	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40 単位		127 円	入所者ごとの身体状況、心身の状況等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 単位		159 円	加算Ⅰに加え入所者ごとの疾病の状況等に係る情報も厚生労働省に提出し、必要に応じて計画書を作成し計画的に管理した場合・・・Ⅰ
	看取り介護加算1	72 単位		228 円	医師が一般的に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断した入居者について医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合 死亡日以前31日以上45日以下については1日につき・・・1 死亡日以前4日以上30日以下については1日につき・・・2 死亡日の前日及び前々日については1日につき・・・3 死亡日については1日につき・・・4
	看取り介護加算2	144 単位		456 円	
	看取り介護加算3	680 単位		2,151 円	
	看取り介護加算4	1,280 単位		4,048 円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の83/1000
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の27/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数）の16/1000
項目			日額	月額	備考
その他費用	居住費		840 円	25,200 円	
	食費		1,800 円	54,000 円	内訳 朝食420円・昼食640円・夕食740円
	事務管理手数料			1,600 円	立替金の管理等
	送迎代		1,500 円～	2000 円	協力病院への送迎を除く
	電気使用料		50 円	1,500 円	1コンセント使用につき
	日用品費			実費	入居生活の中で必要なもの
	教養娯楽費			実費	クラブ活動費・行事参加費等
	健康管理費			実費	予防接種等
理美容代			実費		

※月額は30日として計算 地域単価 10,54円